

障害年金ってなに？

糖尿病による障害年金の認定基準

2016年6月1日、障害年金の審査に用いる代謝疾患（糖尿病）の障害認定基準が一部改正されました。治療を行ってもなお、血糖コントロールが困難な症状の方が障害厚生年金3級の対象となり、日本 IDDM ネットワークでも相談のお電話をいただくことがあるのですが、制度が複雑…。なので、社会保険労務士さんにお話をうかがい、まとめてみました。

あくまでここに記載されているのは概要なので、詳細については年金事務所や社会保険労務士さんにお尋ねくださいね。

【障害年金とは】

障害年金は、病気やケガによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に受け取ることができる公的年金です。

障害年金には以下の2種類があります。

障害基礎年金（対象：年金加入者、20歳未満または60歳以上65歳未満の年金未加入者）

障害厚生年金（対象：厚生年金加入者。障害基礎年金に上乘せ）

【障害認定日】

障害認定日とは障害の程度の認定を行うべき日をいい、傷病の初診日から起算して1年6ヶ月経過した日、又はその日までにその傷病が治癒した場合においては、その治った日（症状が固定し、治療の効果が期待できない状態に至った日を含む※）となります。障害年金は障害認定日を過ぎてからでなければ請求することができません。

※疾患により肢体の運動機能障害が生じた場合（下肢切断等）、慢性腎疾患により人工透析療法を行っている場合は、人工透析療法を受けはじめてから3ヶ月を経過した日など

- ・初診日から1年6ヶ月経過した日

障害等級	障害状態の目安	初診日に加入していた年金制度		
		国民年金	厚生年金	
1級	おおむね寝たきりで常時介護が必要	1級障害基礎	1級障害基礎	1級障害厚生
2級	随時介護が必要で、単身で生活（一人暮らし）できない	2級障害基礎	2級障害基礎	2級障害厚生
3級	日常生活にはほとんど支障はないが労働については制限がある。	—	—	3級障害厚生

- ・1年6ヶ月以内に傷病が治癒した場合はその日
- ・上記2つが20歳前にある場合は、20歳の誕生日の前日

【障害年金の受給資格】

年金に加入し、年金保険料を支払っていただいてもしものときは誰でも受給することができます。

- ・初診日に国民年金、厚生年金、共済年金のいずれかに加入していること
- ・または初診日が20歳未満で、成人しても障害が続いていること
- ・障害の原因となった傷病やけがについて初診日が特定できること
- ・初診日月の前々月までの被保険者期間（加入期間）の3分の2以上支払っているか、直近1年間支払っている（保険料免除期間は未納期間扱いにならない）こと

【障害状態の目安と

支給障害年金】

障害状態の目安はおおむね次のとおりで、個別に分析が必要です。障害基礎年金は1級と2級のみで、3級は対象外となります。

【糖尿病における

障害厚生年金3級の条件】

2016年6月1日より障害年金の審査に用いる代謝疾患（糖尿病）の障害認定基準が一部改正され、「治療を行ってもなお、血糖コントロールが困難な症状の方」＝「以下の条件にあてはまる方」

は障害厚生年金3級の対象になります。

- 1 初診日に厚生年金に加入していること
- 2 検査日より前に、90日以上継続して必要なインスリン治療を行っていること
- 3 次のいずれかに該当すること
 - ・自分自身の膵臓から分泌されるインスリンがほぼ枯渇している（血清Cペプチド値が0.3mg/ml未満）。
 - ・低血糖昏睡をひと月に平均して一回以上起こしている。
 - ・インスリン治療中に高血糖昏睡を一年に一回以上起こして入院している。
- 4 就労できない ※就労の形態によっては対象になる。

【社労士さんからのコメント】

注意する点は国民年金（制度の名称・支給される年金は障害基礎年金）は3級が対象外という点です。高血糖や低血糖だけでは2級以上の障害国民年金の認定がむずかしく、他の合併症との総合的判断とされています。

支給される障害年金の額は、加入していた年金や障害の程度、また、配偶者の有無や子どもの数などによって異なります。

なお、障害認定日が過ぎている場合は、以降5年間は遡及して受け取ることができます。

障害年金の詳細は、「ねんきんダイヤル」0570-05-1165 又は最寄りの年金事務所や年金相談センターに問い合わせてください。